

漢方薬など医薬品の郵送規制に関する要望書

今年6月から改正薬事法の施行に伴い、漢方薬をはじめとした第三類医薬品以外の医薬品の郵送販売ができなくなります。

漢方薬などの医薬品は、店頭で患者さんから直接、病歴や薬歴、アレルギー情報をはじめ、体質・体調の細部に至るまで詳しくお伺いした上で販売していますが、長期間にわたって漢方薬を服用される患者さんが多いことから郵送販売を行っているところです。

特に、患者さんが転居されたり、高齢や体調不良などによって、店頭に来られない場合に、電話による健康相談を行った上で医薬品の郵送を行っています。

漢方薬の場合、患者の情報がほとんど分からないまま販売される可能性のある「インターネット販売」とは安全性の面において全く異なります。

6月から漢方薬の郵送販売が出来なくなり、患者さんが店頭まで来られない場合、日頃から健康相談を受けていないドラッグストアでの医薬品購入を強いられたり、通常のドラッグストアでは品揃えのない漢方薬も多いために、必要な医薬品を入手できなくなる患者さんも生まれ、健康被害に発展する可能性もあります。

以上の理由から、左記の事項について強く要望いたします。

記

■漢方薬について、初回、店頭販売を行った上で、2回目以降の電話相談による郵送販売の継続を可能とすること

平成二十一年四月二十四日

漢方薬など医薬品の郵送
販売継続を守る会 代表 根本 幸夫

厚生労働大臣 舛添 要一 殿